

第3章 騒音

第1節 騒音の現況

1 概要

騒音は、各種公害のなかでも日常生活にかかわりが深く、発生源も工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音、その他生活騒音等多種多様であることから、騒音に関する苦情は、公害苦情件数のなかで特に多く、平成元年度の騒音苦情は32件で全体の22.1%を占めている。

2 各種騒音測定調査結果

(1) 自動車騒音調査

環境週間(6月5日～11日)の行事の一つとして、鳥取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点及び境港市3地点、計18地点において昼間時における自動車騒音測定をし、併せて交通量(原付自動車二輪車以上)を調査した。(表88)

この調査は騒音に係る環境基準に基づく測定方法で行い、その中央値の平均値を見れば、鳥取市66～72ホン(A)、倉吉市63～68ホン(A)、米子市66～72ホン(A)、境港市57～65ホン(A)であり、倉吉市の旧打吹駅前、宮川町ロータリー及び境港市の鳥取銀行境港支店前を除いて環境基準相当とみなされる値に不適合であるが、騒音規制法第17条に規定する指定地域内における自動車騒音の限度と比較すると各市とも限度以下であると考えられる。

(2) 環境騒音実態調査

平成元年度中に、騒音規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市(32地点)において実施した全時間帯調査の結果は表89のとおりである。

調査結果を見ると、環境基準Aに相当する地域(主として住居の用に供される地域)及び環境基準Bに相当する地域(相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)では、環境基準相当の適合率はそれぞれ39%及び68%であった。

また、道路に面する地域と面さない地域で見ても、道路に面する地域での環境基準相当の適合率23%、そのうち、A類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ0%・0%・0%・13%、B類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ50%・25%・25%・75%であった。

道路に面さない地域の適合率は84%、そのうち、A類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ50%・80%・70%・70%、B類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ100%・100%・100%・100%であった。このように道路に面する地域での適合率が悪いが、しかしいずれの地域においても騒音規制法第17条に規定する自動車騒音の限度をほとんど満足しているものと考えられる。

(3) 騒音環境基準類型実態調査

平成元年度、鳥取市において環境基準の類型をあてはめる地域の指定を行うため、市内16定点において年4回実施した調査の結果は表90のとおりである。

調査結果を見ると、道路に面する地域では、A類型相当で47～70ホン(A)、B類型相当で51～75ホン(A)、その他の地域では、A類型相当で33～48ホン(A)、B類型相当で37～56ホン(A)であった。

また、環境基準類型相当の適合状況を見ると、道路に面する地域での適合率は10%、そのうち、A類型相当では、朝 昼間・夕 夜間は、それぞれ0%・0% 0% 0%、B類型相当では、朝 昼間 夕 夜間は、それぞれ19%・0%・13%・50%であった。

その他の地域での適合率は92%、そのうちA類型相当では、朝 昼間 夕 夜間は、それぞれ81% 100%・94% 69%、B類型相当では、朝 昼間 夕 夜間は、それぞれ100% 100% 94% 100%であった。

このように道路に面する地域での適合率が悪く 特に、A類型相当地域では適合率0%であった。

表88 平成元年度自動車騒音測定結果

測定地		所在地	道路か 有する 車線数	自動車騒音							昭和60年度～平成元年度の年度変化(平均値)										
				騒音レベル (中央値+ノA)			環境基準相当値 (中央値+ノA)		現 境 基 準 相 当 否	自動車騒音の限度 (中央値+ノA)	自動車騒音(中央値+ノA)					総車両通過台数(大型車) (台/10分間)					
				最高値	最低値	平均値	相当とみなされる 地 域	区域の 区 分			60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	
									80	75											70
鳥 取 市	鳥取駅前	永楽温泉町	2車線 をこえる	68	65	66	B	65以下	×	第3種	80	66	65	67	64	66	170(14)	146(12)	152(15)	145(13)	169(12)
	鳥取県物産 観光センター前	末広温泉町	2車線 をこえる	72	68	69	〃	〃	×	〃	〃	72	70	71	67	69	195(17)	196(16)	184(14)	180(10)	195(10)
	県庁前	東町	2車線 をこえる	68	65	67	〃	〃	×	〃	〃	65	65	65	63	67	113(18)	143(15)	152(14)	149(14)	170(12)
	大村薬局前	片原	2車線	69	65	67	〃	〃	×	〃	75	65	65	66	67	67	130(2)	130(4)	136(3)	149(3)	144(2)
	鳥取警察署附近 (漁連会館)	青葉町	2車線	75	70	72	〃	〃	×	〃	〃	68	69	72	70	72	220(17)	281(20)	314(18)	321(17)	310(17)
	面谷外科附近	吉方町	2車線 をこえる	71	63	67	A	60以下	×	第2種	〃	66	65	68	66	67	136(12)	192(12)	185(9)	189(11)	182(10)
米 子 市	米子駅前	明治町	2車線 をこえる	72	65	67	B	65以下	×	第3種	80	63	66	65	68	67	120(19)	131(21)	137(21)	150(17)	149(21)
	中国電力前	加茂町	2車線 をこえる	70	70	70	〃	〃	×	〃	〃	68	69	70	72	70	240(36)	228(33)	246(30)	244(30)	259(41)
	米子市公会堂前	角盤町	2車線 をこえる	70	69	70	〃	〃	×	〃	〃	69	69	70	72	70	330(35)	332(34)	337(36)	323(32)	360(42)
	消防署附近 (理容センス前)	富士見町	2車線 をこえる	70	63	66	〃	〃	×	〃	〃	68	67	69	69	66	255(19)	247(24)	233(13)	242(10)	228(13)
	鳥取銀行 米子支店前	西福原	2車線 をこえる	73	71	72	〃	〃	×	〃	〃	72	71	72	73	72	367(30)	351(45)	370(35)	383(35)	381(41)
	山陰ナショナル 製品販売前	米原	2車線 をこえる	70	60	68	A	60以下	×	第2種	75	71	71	72	72	68	343(30)	315(49)	331(33)	347(30)	331(34)
倉 吉 市	旧打吹駅前	明治町	2車線	65	61	63	B	65以下	○	第3種	〃	66	67	67	63	63	101(8)	81(7)	98(7)	80(5)	82(6)
	倉吉駅前通り	上井	2車線 をこえる	75	65	68	〃	〃	×	〃	80	67	67	69	68	68	200(14)	169(11)	200(11)	177(10)	189(13)
	宮川町ロタリ	宮川町	2車線 をこえる	67	62	65	〃	〃	○	〃	〃	67	66	68	〃	〃	183(10)	198(9)	188(8)	189(7)	179(8)
境 港 市	鳥取銀行 境港支店前	上道町	2車線	67	61	65	〃	〃	○	〃	75	65	66	65	66	65	118(15)	108(12)	120(10)	124(12)	133(7)
	境公民館前	湊町	2車線	67	60	63	A	55以下	×	第2種	70	63	63	65	66	63	107(12)	97(12)	111(8)	126(12)	110(9)
	山陰合同銀行 境西支店前	外江町	2車線	59	56	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	67(4)	57(6)	63(6)	73(6)	70(3)

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定

適否とは環境基準のあてはめを行った場合の判定

表89 平成元年度環境騒音実態調査結果

地区 測定月日	測定場所	所在地	道路名	車線数	測定値(+)A				交通量()大型(台/10分間)				騒音に係る環境基準(相当)中央値(+/A)								自動車騒音の限度中央値(+/A)			
					朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	相当基準	基準値(相当)			環境基準相当適(○)否(×)				区域区分	昼間	朝	夜
														昼間	朝夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間				
鳥取市 10月24日	のり会館前	吉方町	国道29号	2	59	67	65	48	118	184	181	29	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	"	裏	"	"	40	41	39	37	(4)	(11)	(1)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	N T T 鳥取支社前	湯所町	国道29号	2	70	70	65	60	333	267	179	36	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	"	裏	"	"	44	46	43	40	(25)	(28)	(10)	(4)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	鳥取市文化センター	吉方温泉町	() 都部鳥取線	2	65	75	63	51	108	141	90	38	B	65	60	55	×	×	×	○	3	75	70	65
倉吉市 10月19日	鳥取ストア前	天神町	国道53号	4	67	67	67	52	132	181	180	36	B	65	65	60	×	×	×	○	3	80	75	65
	"	裏	"	"	51	51	47	44	(16)	(17)	(9)	(3)	"	60	55	50	○	○	○	○				
	市立倉吉西中学校裏	秋吉	(主) 倉吉赤碓中山線	2	70	64	55	49	163	101	43	19	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	倉吉西高グラウンド横	米田町	国道179号	4	71	65	59	48	253	123	53	17	A	60	55	50	×	×	×	○	2	75	70	60
	ビックライノターナー横	米田町	国道179号	4	71	65	59	48	253	123	53	17	A	60	55	50	×	×	×	○	2	75	70	60
米子市 10月24日	小林薬局前	明治町	() 木地山倉吉線	2	60	64	64	54	40	87	68	19	B	65	60	55	○	○	×	○	3	75	70	65
	光明寺前	研屋町	"	"	39	44	44	37	(6)	(7)	(4)	()	"	60	55	50	○	○	○	○				
	上井ビル前	山根	国道179号	4	60	68	70	53	63	201	169	35	B	65	65	60	○	×	×	○	3	80	75	65
	倉吉体育文化会館駐車場	"	"	"	44	46	44	37	()	(4)	()	(2)	"	60	55	50	○	○	○	○				
	後藤ヶ丘中学校入口	上原	市道外浜街道線	2	53	65	66	52	28	100		31	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
境港市 10月4日	"	正門前	"	"	45	42	38	40	(5)	(3)	(0)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	戸口田医院前	上福原	() 皆生西原線	4	69	68	65	58	174	188	167	52	A	60	55	50	×	×	×	×	2	75	70	60
	"	裏	"	"	46	41	42	41	(8)	(11)	(5)	(6)	"	50	45	40	×	○	○	×				
	竹内医院前	祇園町	国道9号	2	73	73	74	66	266	268	186	80	B	65	60	55	×	×	×	×	3	75	70	65
	鉄道宿舍裏	"	"	"	49	43	42	40	(19)	(35)	(23)	(32)	A	50	45	40	×	○	○	○				
建設省米子出張所前	車尾	国道9号	4	75	74	74	66	224	269	228	89	B	65	65	60	×	×	×	×	3	80	75	65	
境港市 10月4日	"	裏	"	"	52	54	52	48	(34)	(30)	(22)	(18)	A	50	45	40	×	×	×	×				
	境公民館前	湊町	(主) 米子境港線	2	64	68	55	47	104	114	50	19	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	境小学校裏	"	"	"	42	46	41	39	(4)	(12)	(1)	(0)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	(主) 米子境港線	2	52	62	60	47	27	73	57	25	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	松本進宅前	"	"	"	40	43	40	40	(0)	(8)	(1)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○				
境家具店前	東本町	() 境港線	"	"	"	58	"	26	39	24	8	"	60	55	50	○	○	○	○					
都田水産前	上道町	国道431号	4	63	67	62	57	108	125	94	41	B	65	65	60	○	×	○	○	3	80	75	65	
"	裏	"	"	"	43	47	46	42	(6)	(11)	(1)	(3)	"	60	55	50	○	○	○	○				

(注) 時間区分 騒音 昼間 午前8時~午後7時、朝夕 午前6時~午前8時と午後7時~午後10時、夜間 午後10時~翌日午前6時
 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時
 騒音の昼間 夜間の測定値は各時間区分の平均値である。
 交通量は、自動二輪車以上の道路に面する地点の通過車両台数である。
 道路名の(主)は主要地方道(県道)、()は一般県道(県道)である。

表90 騒音環境基準類型実態調査結果（道路に面する地域）

地域	番号	測定地点	道路名	車線数	区分	環境基準相当値	測定値 中央値（ホン(A)）				交通量（台/10分間） 大型			
							6月	7月	10月	2月	6月	7月	10月	2月
主として住居の用に供される地域	①	湖山町北4丁目 ハイパス信号より西へ約100m地点	国道9号	4	朝	55	67	63	68	65	176(28)	83(11)	198(23)	171(22)
					昼間	60	67	70	69	62	215(45)	214(32)	233(43)	204(39)
					夕	55	70	70	65	65	267(18)	225(23)	198(37)	203(17)
					夜間	50	58	59	63	57	54(13)	56(15)	54(19)	55(12)
	②	湖山町北3丁目 湖山ストア駐車場前	国道9号	2	朝	50	66	61	66	64	138(9)	82(9)	128(10)	115(10)
					昼間	55	66	67	64	67	146(11)	143(11)	138(18)	140(8)
					夕	50	66	66	66	68	188(4)	116(1)	148(13)	146(1)
	③	吉方町1丁目山の手会館前 河越太郎宅横	国道29号	2	夜間	45	57	58	57	60	50(2)	59(5)	58(3)	63(4)
					朝	50	60	60	58	60	119(2)	96(3)	118(4)	89(10)
					昼間	55	67	66	68	69	207(8)	190(5)	184(11)	214(9)
	④	吉成南1丁目 ロイヤルハイン吉成前	国道53号	2	夕	50	68	68	65	67	199(2)	232(5)	181(1)	193(4)
					夜間	45	51	47	48	49	41(3)	49(5)	29(1)	37(7)
朝					50	68	68	65	68	186(7)	171(8)	69(4)	200(6)	
相当工業の住居に併せられる商地域	⑤	商栄町 鳥取卸センター会館駐車場前	国道9号	2	昼間	55	67	64	67	66	175(14)	178(11)	158(11)	171(10)
					夕	50	68	67	68	66	181(4)	176(3)	170(8)	150(5)
					夜間	45	54	53	57	53	46(1)	32(1)	40(1)	34(2)
					朝	60	65	65	65	67	185(7)	164(6)	190(5)	171(3)
	⑥	青葉町3丁目 魚連会館前	国道29号	2	昼間	65	68	67	66	68	225(5)	223(8)	211(8)	202(7)
					夕	60	66	63	64	70	224(3)	184(0)	157(4)	175(3)
					夜間	55	57	57	54	56	66(2)	47(2)	41(0)	35(1)
	⑦	天神町 旧ダクタリ動物病院前	国道53号	4	朝	65	55	61	67	59	80(12)	97(8)	132(16)	120(7)
					昼間	65	66	66	67	67	190(14)	218(19)	181(17)	201(22)
					夕	65	65	63	67	66	236(8)	212(7)	180(9)	204(7)
					夜間	60	53	54	51	57	59(1)	59(3)	36(3)	45(3)
	⑧	南吉方3丁目 鳥取三洋電機独身寮入り口前	国道29号	4	朝	65	71	69	72	69	364(9)	215(11)	149(5)	265(20)
昼間					65	70	71	70	69	213(15)	213(16)	89(10)	190(14)	
夕					65	71	71	70	75	236(5)	271(2)	111(7)	252(10)	
夜間	60	54	61	61	56	55(2)	58(5)	30(2)	42(2)					

(その他の地域)

地域	測定地点	道路名	区分	環境基準 相当値	測定値 中央値(ホン(A))			
					6月	7月	10月	2月
主として住居の用に供される地域	湖山町北4丁目4-717 福本興吉郎宅横	①の裏	朝	45	○ 44	47	○ 43	○ 45
			昼間	50	○ 43	○ 43	○ 44	○ 43
			夕	45	○ 45	○ 41	○ 41	46
			夜間	40	○ 39	42	41	○ 38
	湖山町北3丁目 県営住宅前	②の裏	朝	45	○ 42	○ 43	○ 45	47
			昼間	50	○ 40	○ 41	○ 41	○ 43
			夕	45	○ 42	○ 40	○ 45	○ 44
			夜間	40	41	○ 39	44	42
	吉方町1丁目めぐみ保育園附近 内田長松宅横	③の裏	朝	45	○ 40	○ 39	○ 38	○ 39
			昼間	50	○ 42	○ 41	○ 40	○ 39
			夕	45	○ 37	○ 40	○ 38	○ 40
			夜間	40	○ 38	○ 36	○ 34	○ 33
吉成南1丁目33 扇谷酒店前	④の裏	朝	45	○ 40	○ 43	○ 39	48	
		昼間	50	○ 42	○ 37	○ 35	○ 43	
		夕	45	○ 37	○ 40	○ 40	○ 41	
		夜間	40	○ 38	○ 36	○ 37	○ 36	
相・当工業の住居にと併せられる商業地域	商栄町203-22 井上商店前	⑤の裏	朝	55	○ 51	○ 51	○ 52	○ 50
			昼間	60	○ 52	○ 54	○ 54	○ 48
			夕	55	○ 50	○ 49	○ 55	○ 50
			夜間	50	○ 47	○ 49	○ 49	○ 44
	青葉町3丁目 漁連会館裏遊園地前	⑥の裏	朝	55	○ 40	○ 41	○ 43	○ 43
			昼間	60	○ 42	○ 42	○ 41	○ 43
			夕	55	○ 41	○ 42	○ 41	○ 43
			夜間	50	○ 38	○ 39	○ 40	○ 38
	天神町 産業体育館附近 安田広治宅前	⑦の裏	朝	55	○ 46	○ 49	○ 51	○ 43
			昼間	60	○ 49	○ 51	○ 51	○ 51
			夕	55	○ 46	56	○ 47	○ 51
			夜間	50	○ 44	○ 42	○ 43	○ 37
南吉方3丁目 建設省袋川水防資材庫前	⑧の裏	朝	55	○ 46	○ 46	○ 44	○ 49	
		昼間	60	○ 42	○ 47	○ 44	○ 44	
		夕	55	○ 40	○ 42	○ 45	○ 44	
		夜間	50	○ 42	○ 40	○ 38	○ 38	

- (注) 1 時間区分 騒音 昼間 午前8時~午後7時、朝 夕 午前6時~午前8時と午後7時~午後10時、夜間 午後10時~翌日午前6時
2 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時
3 騒音の昼間・夜間の測定値は各時間区分の平均値である。
4 測定値の○は環境基準相当に適した値である。

第2節 騒音の防止対策

1 法・条例による規制

(1) 騒音に係る環境基準

公害対策基本法第9条の規定に基づき、「騒音に係る環境基準」については、昭和46年5月25日付け閣議決定により騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）として定められている。（表91）

平成元年度、鳥取市において環境基準類型実態調査を行い平成2月12日に地域の類型をあてはめる地域の指定を行った。その地域及び時間の区分は表92及び表93のとおりである

表91 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝・夕	夜 間	
AA	45 ホン(A)以下	40 ホン(A)以下	35 ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50 ホン(A)以下	45 ホン(A)以下	40 ホン(A)以下	
B	60 ホン(A)以下	55 ホン(A)以下	50 ホン(A)以下	

- (注) 1. AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。
2. Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
3. Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55 ホン(A)以下	50 ホン(A)以下	45 ホン(A)以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60 ホン(A)以下	55 ホン(A)以下	50 ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65 ホン(A)以下	60 ホン(A)以下	55 ホン(A)以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65 ホン(A)以下	65 ホン(A)以下	60 ホン(A)以下

備考 車線とは1縦列の自動車か安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 92 地域の類型をあてはめる地域

地域の類型	地 域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第3項までに規定する第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第4項から第7項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 93 時間の区分

時間の区分	時 間
朝	午前 6時から午前 8時まで
昼 間	午前 8時から午後 7時まで
夕	午後 7時から午後10時まで
夜 間	午後10時から翌日の午前6時まで

表 94 一般的な騒音レベル

難 聴 惹 起	会 話 了 解 の 低 下 作 業 能 率 の 低 下	心 理 的 反 応 （ 不 快 感 ）	ホ ン	状 況
			140	極度の聴力障害
			130	最大可聴限界
			120	飛行機のエンジンの近く
			110	自動車のクックション、船の機関室内
			100	高速列車の近傍
			90	組立工場、やかましい地下鉄
			80	交通のはげしい交差点
			70	電話のベル（1 m）
			60	会話（1 m）、一般の事務室内
			50	普通の事務室、静かな住宅地
			40	静かな図書館
			30	深夜、フジオ・テレビ放送のスタジオ内
20	人のささやき			
10	木の葉の音			
0				

(2) 法による規制

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を知事が指定し（法第3条第1項）、この指定地域内にある工場 事業場における事業活動に伴う騒音（法第2条第1項及び第2項）、建設工事に伴って発生する騒音（法第2条第3項）を規制するとともに、自動車から発生する自動車騒音の許容限度（法第16条）を定め、道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは措置要請（法第17条）ができることとしている。

本県における地域指定状況は、表 95 と表 96 のとおりである。

表 95 地域指定状況

告 示 年 月 日	地 域 指 定 市 町 村 名
昭和49年9月17日 （県告示第778号～780号）	鳥取市及び米子市の一部
昭和50年5月30日 （県告示第476号～478号）	倉吉市及び境港市の一部
昭和54年7月6日 （県告示第575号～577号）	国府町、郡家町及び日吉津村の一部
昭和62年7月10日 （県告示第580号～581号）	鳥取市、米子市及び境港市の一部

表 96 騒音規制法に基づく騒音規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する騒音について規制する区域及び自動車騒音の限度に係る区域。	都市計画法に基づく用途地域の区分	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域。	
	用途地域		
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1種住居専用地域	第1号区域 (第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む。)	
	第2種住居専用地域		
第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第2種住居専用地域		
	住居地域		
第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	工業地域		第2号区域
	工業専用地域		指定地域から除外
指定地域から除外	工業専用地域		指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境保全課、関係市役所及び町村役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場騒音

工場、事業場騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、指定地域市町村長は、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認める場合に、計画変更勧告や改善勧告、更には改善命令を行うことができる。

表 97 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで、午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	50 ホン	45 ホン	45 ホン
第2種区域	60 ホン	50 ホン	45 ホン
第3種区域	65 ホン	65 ホン	50 ホン
第4種区域	70 ホン	70 ホン	65 ホン

＜基準値は特定工場等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさ。＞

イ 建設作業騒音

建設作業騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合には、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務（法第14条）が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音が一定の規制基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、必要な勧告、命令の措置（法第15条）をとることかできる。

表 98 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

規制項目	①くい打機(もんけんを除く)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	②びょう打機を使用する作業	③さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業については、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。)	④空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	⑤コンクリートプット(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプット(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプットを設けて行なう作業を除く。)	適用除外
第1号基準(音量基準) 作業場所の敷地の境界線における騒音	85 ホンを超えないこと					
第2号基準(作業時刻に関する基準) 作業禁止の時間帯	第1号区域	午後7時～午前7時				災害 非常の事態、人の生命の危険防止、鉄軌道の正常運転、道路法 道交法の占用及び許可の夜間指定
	第2号区域	午後10時～午前6時				
第3号基準(作業時間に関する基準) 作業時間の長さの制限	第1号区域	1日10時間				1日で完了する作業、災害・非常の事態、人の生命の危険防止
	第2号区域	1日14時間				
第4号基準(作業期間に関する基準) 連続して作業することのできる日数	6日間以内					災害 非常の事態、人の生命の危険防止
第5号基準(作業日に関する基準) 作業を禁止する日	日曜日、その他の休日					災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄軌道の正常運転、道路法 道交法の占用及び許可の夜間指定
勧告 命令の内容	特定建設作業の騒音が第1号の基準(音量基準)を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、一日における作業時間を10時間(第1号区域(第2号区域にあっては14時間)未満4時間以上の間において短縮することも勧告 命令できる。					

ウ 自動車騒音

騒音規制法では、自動車構造の改善により自動車騒音の防止を図るため、環境庁長官が自動車騒音の大きさの許容限度を定め、これを道路運送車両の保安基準において担保することとしている。また、指定地域内にあって、市町村長が自動車騒音について、その測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また必要に応じ、道路管理者等に対し、道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることかできる。

表 99 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
1 第 1 種区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	55 ホン	50 ホン	45 ホン
2 第 2 種区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	60 ホン	55 ホン	50 ホン
3 第 1 種区域及び第 2 種区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域	70 ホン	65 ホン	55 ホン
4 第 1 種区域及び第 2 種区域のうち 2 車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75 ホン	70 ホン	60 ホン
5 第 3 種区域及び第 4 種区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	70 ホン	65 ホン	60 ホン
6 第 3 種区域及び第 4 種区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域	75 ホン	70 ホン	65 ホン
7 第 3 種区域及び第 4 種区域のうち 2 車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80 ホン	75 ホン	65 ホン

(3) 航空機騒音に係る環境基準

公害対策基本法第 9 条の規定に基づき、「航空機騒音に係る環境基準」については、昭和 48 年 12 月 27 日付環境庁告示第 154 号により騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という）として定められている。（資料 12 参照）

本県においては、鳥取市に鳥取空港（管理者：鳥取県）と境港市に美保飛行場（管理者：防衛庁、共用飛行場）の 2 つがあり、環境基準に基づく飛行場の区分は、鳥取空港の場合第 3 種空港に該当する飛行場であり、また、美保飛行場の場合は、自衛隊等が使用する飛行場であり、第 2 種空港 A に準ずる飛行場に該当するものであるが、両飛行場とも現在、環境基準の地域の類型あてはめは行っていない

(4) 条例による規制

ア 工場、事業場騒音

近時、ヒル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となっているか、これを鳥取県公害防止条例により騒音関係特定施設(表100)として、昭和47年4月1日から規制を行っており、規制地域及び規制基準は騒音規制法に準拠している。

表100 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規 格
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

イ 深夜騒音

深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場等すべての事業活動に伴う深夜(午後10時から翌日の午前6時まで)の騒音を昭和47年4月1日から規制している。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、ント演奏、カフオケ及びきょう声などの騒音も含めて規制を行っている。

表101 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

	区 域 の 区 分	基 準 値
1	騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域。	50ホン
2	騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域。	65ホン
3	1及び2に掲げる区域以外の区域。(工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業)のための埋立地を除く。	45ホン

ウ 拡声機騒音

近年、工場・事業場騒音以外の騒音苦情が増加する傾向にあるので、これに対処するため、拡声機による騒音を昭和63年10月1日から規制している。

- | |
|--|
| <p>1 商業宣伝を目的として、拡声機を使用する放送をしてはならない区域(次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域)</p> <p>(1) 学校教育法第1条に規定する学校</p> <p>(2) 児童福祉法第7条に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館</p> |
|--|

(5) 老人福祉法第 14 条第 1 項第 2 号に規定する特別養護老人ホーム

(6) 老人保健法第 6 条第 4 項に規定する老人保健施設

2 商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する放送の制限

使用時間 午前 8 時から午後 7 時まで

音 量：地上において 65 ホン以下

3 その他拡声機を使用する放送の制限

(1) 次に掲げる放送をする場合は、使用時間、音量とも音量基準 1 による。

ア 工場、事業場、社寺、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの

イ 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの

ウ 露店市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの

エ 飲食物の移動販売に伴うもの

オ 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの

音量基準 1

区 域		音 量	
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された地域	第 1 種区域	70 ホン	45 ホン
	第 2 種区域	70 ホン	45 ホン
	第 3 種区域	70 ホン	50 ホン
	第 4 種区域	70 ホン	65 ホン
2	1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）	70 ホン	45 ホン

(2) (1)に掲げる場合以外の場合は、使用時間を午前 8 時から午後 7 時までとし、音量は、音量基準 2 による。ただし、移動しながら放送をする場合の音量は、70 ホン以下とする。

音量基準 2

区 域		音 量
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された地域	第 1 種区域	55 ホン
	第 2 種区域	65 ホン
	第 3 種区域	70 ホン
	第 4 種区域	70 ホン
2	1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）	70 ホン

4 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- (1) 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
- (2) 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
- (3) 公共の輸送機関の業務に関し駅又は発着場において放送をする場合
- (4) 公務員かその職務に関し放送をする場合
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために放送をする場合
- (6) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
- (7) 団体の整理誘導のために放送をする場合
- (8) 前各号に掲げる場合はか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

2 特定施設等の届出状況

- (1) 騒音規制法による特定施設の届出数

表 102 特定施設の種別届出数

(平成 2 年 3 月 31 日現在)

種 類	市町村名								合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村		
1 金属加工機械	156	115	66	19	—	—	5	361	
2 空気圧縮機等	285	272	101	60	3	2	86	809	
3 土石用破碎機等	27	—	—	2	—	—	—	29	
4 織 機	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 建設用資材製造機械	2	6	3	2	1	1	—	15	
6 穀物用製粉機	—	—	—	—	—	—	—	—	
7 木材加工機械	34	125	45	6	—	3	2	215	
8 抄 紙 機	2	—	—	—	—	1	6	9	
9 印刷機械	102	73	29	8	—	5	2	219	
10 合成樹脂用射出成形機	9	—	10	—	1	—	—	20	
11 铸型造型機	—	11	—	—	—	—	—	11	
計	617	602	254	97	5	12	101	1,688	
届出工場 事業場	102	113	45	26	4	9	5	304	

(2) 騒音規制法による特定建設作業の届出数

表 103 特定建設作業の種類別届出数

(平成元年度中)

種 類	市町村名							
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	合 計
1 くい打機等を使用する作業	1	60	13	8	—	—	—	82
2 びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—	—	—	—
3 さく岩機を使用する作業	10	21	5	1	—	—	—	37
4 空気圧縮機を使用する作業	—	1	—	—	—	—	—	1
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	—	—	—	—	—	—	—	—
計	11	82	18	9	—	—	—	120

(3) 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設届出数

表 104 騒音関係特定施設届出数

(平成2年3月31日現在)

種 類	市町村名							
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	合 計
ク ー リ ン グ タ ワ ー	227	210	30	18	—	5	—	490
届 出 事 業 場	129	127	17	15	—	3	—	291

第4章 振 動

第1節 振動の現況

1 概 要

振動は、その発生源が生産工場、建築・土木工事、交通機関等が主体となっており、騒音と同様に感覚的、かつ、心理的な要素が加わり、不快感や気分がイライラする等の被害を与え、また、振動が大きかったり、発生源が近接している場合は、壁、タイル等のヒビ割れ、屋根かわらのズレ等の物的被害を生じる。(表105)

平成元年度の振動苦情は2件であった。

表105 地震と振動レベル

気象庁震度階級(1949年)

0 無感(No feeling)

人体に感じないで地震計に記録される程度

加速度0.8 gal(55 dB)以下

I 微震(Slight)

静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震

0.8~2.5 gal(55~65 dB)

II 軽震(Weak)

多ぜいの人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震

2.5~8.0 gal(65~75 dB)

III 弱震(Rather strong)

家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当ゆれ器内の水面の動くのがわかる程度の地震

8.0~25.0 gal(75~85 dB)

IV 中震(Strong)

家屋の震動が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震

25.0~80.0 gal(85~95 dB)

V 強震(Very strong)

壁に割目かはいり 墓石、石どうろが倒れたり、煙突、石垣などが破損する程度の地震

80.0 ~ 250.0 gal (95 ~ 105 dB)

Ⅵ 烈震 (Disastrous)

家屋の倒壊は30%以下で山くずれが起き地割れを生じ、多くの人々はすわっていることかできない程度の地震

250.0 ~ 400.0 gal (105 ~ 110 dB)

Ⅶ 激震 (Very disastrous)

家屋の倒壊が30%以上におよび、山くずれ、地割れ、断層などを生ずる

400.0 gal (110 dB) 以上

(注) gal と dB との換算は周波数が 4 ~ 8 Hz と仮定し、 $1 \text{ gal} = 1 \text{ cm/S}^2 = 0.01 \text{ m/S}^2$ の関係から振動レベルを求めた。なお、本表の加速度値はピーク値である。

2 各種振動測定調査結果

(1) 道路交通振動調査

環境週間(6月5日~11日)の行事の一つとして、鳥取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点、及び境港市3地点、計18地点において昼間時における道路交通振動測定をし、併せて自動車台数(原付自動二輪車以上)を調査した。(表106)

この調査は振動規制法に基づく測定方法で行い、その80パーセントレンジの上端値の平均値で見れば、鳥取市42~48デシベル(以下「dB」と記す。) 倉吉市41~48dB、米子市42~50dB、境港市35~45dBであり、いずれの地点においても振動規制法第16条に基づく指定地域内における道路交通振動の限度と比較すれば限度以下である。

(2) 環境振動実態調査

平成元年度中に、振動規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市(16地点)において実施した全時間帯調査結果は表107のとおりである。

調査結果をみると、いずれの地点においても、振動規制法第16条に規定する指定地域内における道路交通振動の限度以下である。

表 106 平成元年度 道路交通振動測定結果

測定地点		所在地	道路か 有する 車線数	道 路 交 通 振 動					総車両通過台数		
				振 動 レ ベ ル (80 % レンジ 上端値 (dB))			道路交通振動 の限度(80% レンジ上端値 (dB))		最 高 (大型車) (台/10 分間)	最 低 (大型車) (台/10 分間)	平 均 (大型車) (台/10 分間)
				最高値	最低値	平均値	区域の 区 分				
鳥 取 市	鳥取駅前	水 糸 温泉町	2 車 線 をこえる	48	45	46	第2種	70	186(15)	151(10)	169(12)
	鳥取県物産観 光センター前	末 広 温泉町	2 車 線 をこえる	50	46	48	"	"	210(11)	188(9)	195(10)
	県 庁 前	東 町	2 車 線 をこえる	48	44	46	"	"	211(17)	148(8)	170(12)
	大村薬局前	片 原	2 車 線	46	44	45	"	"	190(5)	95(0)	144(2)
	鳥取警察署附 近(漁連会館)	青葉町	2 車 線	44	39	42	"	"	380(11)	271(17)	310(17)
	面谷外科附近	吉方町	2 車 線 をこえる	45	42	44	第1種	65	204(14)	139(5)	182(10)
米 子 市	米子駅前	明治町	2 車 線 をこえる	53	47	50	第2種	70	166(23)	136(25)	149(21)
	中国電力前	加茂町	2 車 線 をこえる	50	48	49	"	"	316(45)	218(39)	259(41)
	米子市公会堂	角盤町	2 車 線 をこえる	50	49	50	"	"	420(44)	330(36)	360(42)
	消防署附近 (理容セノス前)	富 士 見 町	2 車 線 をこえる	46	42	43	"	"	263(23)	178(10)	228(13)
	鳥取銀行 米子支店前	西福原	2 車 線 をこえる	52	49	50	"	"	408(30)	348(39)	381(41)
	山陰ナショナル 製品販売前	米 原	2 車 線 をこえる	48	40	42	第1種	65	429(36)	280(29)	331(34)
倉 吉 市	旧打吹駅前	明治町	2 車 線	42	40	41	第2種	70	104(10)	55(5)	82(6)
	倉吉駅前通り	上 井	2 車 線 をこえる	49	46	48	"	"	235(13)	164(12)	189(13)
	宮 川 町 ロータリー	宮川町	2 車 線 をこえる	50	43	46	"	"	228(8)	152(6)	179(8)
境 港 市	鳥取銀行 境港支店前	上道町	2 車 線	44	41	42	"	"	154(9)	112(3)	133(7)
	境公民館前	湊 町	2 車 線	49	41	45	第1種	65	133(8)	87(14)	110(9)
	山陰合同銀行 境西支店前	外江町	2 車 線	37	34	35	"	"	92(1)	57(9)	70(3)

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定

昭和 60 年 ~ 平成元年の年度変化 (平均値)

道 路 交 通 振 動 (80% レソンの上端値 (dB))					総車両通過台数 (大型車) (台 / 10 分間)				
60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	元年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	元年度
45	48	47	46	46	170(14)	146(12)	152(15)	145(13)	169(12)
47	48	48	47	48	195(17)	196(16)	184(14)	180(10)	195(10)
47	47	48	47	46	113(18)	143(15)	152(14)	149(14)	170(12)
44	45	45	44	45	130(2)	130(4)	136(3)	149(3)	144(2)
40	41	42	42	42	220(17)	281(20)	314(18)	321(17)	310(17)
41	48	44	45	44	136(12)	192(12)	185(9)	189(11)	182(10)
48	46	49	49	50	120(19)	131(21)	137(21)	150(17)	149(21)
49	46	50	50	49	240(36)	228(33)	246(30)	2244(30)	259(41)
48	46	49	50	50	330(35)	332(34)	337(36)	323(32)	360(42)
47	46	45	45	43	255(19)	247(24)	233(13)	242(10)	228(13)
49	49	49	50	50	367(30)	351(45)	370(35)	383(35)	381(41)
44	43	44	42	42	343(30)	315(49)	331(33)	347(30)	331(34)
38	38	39	41	41	101(8)	81(7)	98(7)	80(5)	82(6)
51	46	47	48	48	200(14)	169(11)	200(11)	177(10)	189(13)
49	47	48	49	46	183(10)	198(9)	188(8)	189(7)	179(8)
47	46	46	45	42	118(15)	108(12)	120(10)	124(12)	133(7)
45	43	46	44	45	107(12)	97(12)	111(8)	126(12)	110(9)
35	35	34	33	35	67(4)	57(6)	63(6)	73(6)	70(3)

表 107 平成元年度 環境振動実態調査結果

地区 測定月日	測定場所	所在地	道路名	車 線 数	測定値 80%レ ンソの 上端値 (dB)		交通量 ()大型 (台/10分間)		道路交通振 動の限度80 %レンソの 上端値(dB)		
					昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	区 域 区 分	限度 (dB)	
										昼 間	夜 間
鳥 取 市 10 月 24 日	山の手会館前	吉方町	国道 29 号	2	41	28	184(11)	89(2)	1	65	60
	N T T 鳥取支社前	湯所町	国道 29 号	2	41	34	267(28)	146(11)	1	65	60
	鳥取市文化ホール前	吉方 温泉町	(一) 福部鳥取線	2	44	38	141(10)	68(3)	2	70	65
	鳥取ストア前	天神町	国道 53 号	4	42	35	181(17)	96(8)	2	70	65
倉 吉 市 10 月 19 ・ 20 日	市立倉吉西中学校裏	秋喜	(主)倉吉赤碓中山線	2	43	35	101(6)	61(1)	1	65	60
	ビノクライフトーホー横	米田町	国道 179 号	4	39	29	123(18)	85(6)	1	65	60
	小林薬局前	明治町	(一)木地山倉吉線	2	45	41	87(7)	36(3)	2	70	65
	上井ビル前	山根	国道 179 号	4	46	36	201(14)	76(3)	2	70	65
米 子 市 10 月 24 ・ 25 日	後藤ヶ丘中学校入口	上後藤	市道外浜街道線	2	41	40	100(3)	45(2)	1	65	60
	戸口田医院前	上福原	(一) 皆生西原線	4	39	35	188(11)	111(6)	1	65	60
	竹内医院前	祇園町	国道 9 号	2	42	42	268(35)	153(27)	2	70	65
	建設省米子出張所前	車尾	国道 9 号	4	49	48	269(30)	157(23)	2	70	65
境 港 市 10 月 4 ・ 5 日	境公民館	湊町	(主) 米子境港線	2	48	39	93(12)	48(1)	1	65	60
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	(主) 米子境港線	2	39	32	73(8)	34(1)	1	65	60
	境家具店前	東本町	(一) 境港線	2	39	29	39(2)	17(0)	2	70	65
	都田水産前	上道町	国道 431 号	4	39	31	125(11)	71(3)	2	70	65

- (注) 1. 時間区分 振動 昼間・午前8時～午後7時、夜間・午後7時～翌日の午前8時
 2. 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時
 3. 振動の昼間・夜間 測定値は各時間区分の平均値である。
 4. 交通量は、自動二輪車以上の道路に面する地点の通過車両台数である。
 5. 道路名の(主)は主要地方道(県道)、(一)は一般県道(県道)である。

第2節 振動の防止対策

1 法による規制

(1) 振動規制法

振動規制法（昭和51年12月1日施行）では、都道府県知事が振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動（法第2条）について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしている。

本県における地域指定状況は次表のとおりである。

表 108 地域指定状況

告示年月日	地域指定市町名
昭和53年6月9日 (県告示第531号～533号)	鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市の一部
昭和59年4月27日 (県告示第360号～362号)	国府町の一部
昭和62年7月10日 (県告示第582号)	鳥取市、米子市及び境港市の一部

表 109 振動規制法に基づく振動規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する振動について規制する区域及び道路交通振動の限度に係る区域	都市計画法に基づく用途地域の区分	特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種住居専用地域	第1号区域 (工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む)
	第2種住居専用地域	
第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	第2号区域
指定地域から除外	工業専用地域	指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境保全課、関係市役所及び町役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場振動

工場、事業場振動について規制の対象となるのは、指定地域内にあって、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、指定地域市町村長は規制基準に適合しない振動を発生することにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき、振動の防止の方法等に関し、改善等の勧告及び改善命令を行うことができる。

表 110 特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第 1 種 区 域	60 ナンヘル	55 ナンヘル
第 2 種 区 域	65 ナンヘル	60 ナンヘル

〔基準値は特定工場（振動規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。〕

イ 建設作業振動

建設作業振動について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する振動が一定の基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、振動の防止の方法等に関し、改善勧告及び改善命令を行うことができる。

表 111 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

規制項目	特定建設作業	①くい打機(もんけん及び庄入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)、又はくい打くい抜機(庄入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	③舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	④フレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	適用除外
		作業場所の敷地境界線における振動	75 デンヘルを超えないこと	75 デンヘルを超えないこと	75 デンヘルを超えないこと	
作業禁止の時間帯	1号区域	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運行、道路法及び道交法の占用及び許可の夜間指定
	2号区域	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	
作業時間の長さの制限	1号区域	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	災害、非常の事態、人の生命、危険防止
	2号区域	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	
連続して作業することができる日数	1号区域	6日間以内	6日間以内	6日間以内	6日間以内	災害、非常の事態、人の生命、危険防止
	2号区域					
作業を禁止する日		日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運行、電業法の必要作業、道路法及び道交法の占用及び許可の時、その他の休日指定

ウ 道路交通振動

振動規制法では、指定地域内において、市町村長が道路交通振動についてその測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することかできる。

表 112 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
	第1種区域		65 デンヘル
第2種区域		70 デンヘル	65 デンヘル

2 特定施設等の届出状況

(1) 振動規制法による特定施設の届出数

表 113 特定施設の種別届出数

(平成2年3月31日現在)

施設の種別		市 町 名		鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	計
1. 金属加工機械	イ、液 圧 プ レ ス			23	13	26	5	—	67
	ロ、機 械 プ レ ス			164	7	82	7	—	260
	ハ、セ ン 断 機			14	15	28	16	—	73
	ニ、鍛 造 機			3	14	6	—	—	23
	ホ、ワイヤーフォーミングマシン			—	—	—	—	—	—
	小 計			204	49	142	28	—	423
2. 圧 縮 機				65	140	68	5	—	278
3. 破 碎 機 等	破 碎 機			—	—	—	—	—	—
	摩 碎 機			28	—	—	—	—	28
	ふ る い			—	1	—	—	—	1
	分 級 機			—	—	—	—	—	—
小 計				28	1	—	—	—	29
4. 織 機				—	—	—	—	—	—
5. コンクリートブ ロックマシン等	コンクリートブロックマシン			2	3	—	—	—	5
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械			—	—	—	—	—	—
	小 計			2	3	—	—	—	5
6. 木材加工機械	イ、ト フ ム ハ ー カ ー			—	3	1	—	—	4
	ロ、チ ノ パ ー			1	6	3	2	—	12
	小 計			1	9	4	2	—	16
7 印 刷 機 械				41	16	9	11	—	77
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機				—	—	—	—	—	—
9 合成樹脂用射出成形機				11	—	12	—	—	23
10. 鋳型造型機				—	9	—	—	—	9
計				352	227	235	46	0	860
届 出 工 場 事 業 場				45	58	23	23	0	149

(2) 振動規制法による特定建設作業届出数

表 114 特定建設作業の種別届出数

(平成元年度中)

種 類	市 町 名		鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	計
1	くい打機等を使用する作業		1	58	14	8	—	81
2	鋼球を使用して破壊する作業		—	—	—	—	—	—
3	舗装版破碎機を使用する作業		—	—	—	—	—	—
4	ブレーカーを使用する作業		5	22	5	—	—	32
計			6	80	19	8	—	113

第 5 章 悪 臭

第 1 節 悪臭の現況

1 概 要

我々が悪臭に対してもっている嫌悪感や不快感は、生活環境、生活様式、個人差等によって異なっている。悪臭に関する苦情は公害苦情件数のなかでも多く、平成元年度の悪臭苦情は 23 件で公害苦情の 22.8 % を占めている。

2 各種悪臭測定調査結果

平成元年度中に実施した発生源ごとの悪臭測定調査結果は表 115 及び表 116 のとおりであり、いずれも規制基準以下であった。

表 115 悪臭測定調査結果（県実施分）

発生源区分	延測定施設数	規制基準 (臭気強度)	悪臭物質濃度 (ppm)							
			アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	*二硫化メチル	*アセトアルデヒド	*スチレン
養豚業	1	3.5	0.20	ND	0.0190	ND	ND	ND	—	—
獣骨処理場	1	3.5	ND	0.0013	0.0020	ND	ND	ND	—	—
水産食料品製造工場	1	3.5	0.09	ND	0.0012	ND	ND	ND	—	ND
〃	1	区域外	ND	0.0038	0.0051	ND	ND	ND	—	—
し尿処理場	2	2.5	0.06～0.07	ND	0.0016～0.0018	ND 0.0009	ND	ND	—	ND
〃	1	3.5	0.10	ND	0.0013	0.0003	ND	ND	—	—
ごみ焼却場	1	2.5	0.09	ND	0.0012	ND	ND	ND	—	ND
〃	1	区域外	0.03	ND	0.0012	ND	ND	ND	—	ND
クワフトハルブ工場	1	3.5	ND	0.0021	0.0039	0.0032	ND	0.002	—	—

- 注 1. *印物質の規制基準は、規制地域全域について一律臭気強度 2.5（表 121 参照）
 2. ND 検出されず

表 116 悪臭測定調査結果（市町村実施分）

発生源区分	延則 定施 設数	規 制 基 準 (臭気 強度)	悪 臭 物 質 濃 度 (ppm)							
			ア ン モ ニ ア	メチル メルカ プタン	硫化水素	硫 化 メチル	ト メチル アミン	*二硫化 メチル	*アセト アルデ ヒド	*スチレン
養 豚 業	5	25	0.10~ 0.73	ND	0.0006	ND	ND	ND	-	-
"	1	30	ND	ND	0.0008	ND	-	ND	-	-
"	3	35	0.37~ 0.46	-	-	-	-	-	-	-
"	7	区域外	ND~ 0.76	ND~ 0.0011	ND~ 0.0017	ND	ND	-	-	-
養 鳩 業	2	35	0.10	ND	0.0008~ 0.0024	ND~ 0.0004	ND	-	-	-
"	10	区域外	ND~ 0.73	ND~ 0.0021	0.0013~ 0.0021	ND	ND	-	-	-
養 牛 業	2	25	0.32~ 0.41	-	-	-	-	-	-	-
"	4	35	0.29~ 0.60	0.0042	0.0130	0.0018	ND	ND	-	-
"	12	区域外	ND~ 0.78	ND~ 0.0003	ND~ 0.0008	ND	ND	ND	-	-
獣骨処理場	3	35	ND~ 0.40	ND~ 0.0078	0.0027~ 0.0150	ND	ND	ND	-	-
鶏糞乾燥場	1	35	0.10	0.0015	0.0053	0.0013	ND	ND	-	-
魚粉製造業	6	25	0.28~ 0.73	-	-	-	0.0011~ 0.0017	-	-	-
肥料製造業	1	35	0.50	ND	0.0009	0.0010	ND	ND	-	-
水産食料品 製造工場	2	35	0.10~ 0.16	ND~ 0.0011	0.0003~ 0.0006	ND	ND	ND	-	-
食 料 品 製 造 工 場	4	35	0.2~ 0.6	ND~ 0.0011	ND~ 0.0019	ND~ 0.0005	ND	ND	-	-
"	2	区域外	ND	0.010~ 0.022	ND~ 0.010	ND~ 0.0014	ND	ND	-	-
クフフト パルプ工場	22	25	-	ND~ 0.0094	ND~ 0.011	ND~ 0.018	-	ND~ 0.018	-	-
"	4	35	0.10~ 0.50	ND~ 0.0067	0.0005~ 0.016	ND~ 0.13	ND	ND~ 0.003	-	-
"	4	区域外	-	0.0009 ~0.025	ND~ 0.0056	0.0005~ 0.025	-	ND~ 0.005	-	-
ごみ焼却場	2	25	ND~ 0.15	ND	0.0008~ 0.0013	ND	-	ND	-	-
下水処理場	4	25	0.24~ 0.43	-	-	-	ND~ 0.0007	ND	-	-
"	1	35	ND	ND	0.0007	ND	ND	ND	-	-
し尿処理場	2	25	0.06~ 0.11	ND	0.015~ 0.030	ND	-	ND	-	-
"	1	35	0.90	ND	0.0009	ND	ND	ND	-	-
と 畜 場	3	区域外	ND~ 0.1	ND~ 0.0020	0.0010~ 0.0025	ND	ND	ND	-	-
排 水 路	2	25	0.04~ 0.10	ND	0.0006~ 0.0008	ND	-	ND	-	-
"	1	区域外	0.11	0.0003	0.0022	ND	-	ND	-	-

注 1 *印物質の規制基準は、規制地域全域について一律臭気強度2.5（表121参照）

2 ND 検出されず

第2節 悪臭防止対策

1 法令による規制

(1) 法による規制

悪臭防止法では悪臭を防止することによって、生活環境を保全すべき地域を知事が指定し（法第3条）、この指定地域内にある工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質（法第2条）について規制基準（法第4条）を定めることとなっている。

悪臭規制指定地域内の事業場には、規制基準の遵守義務（法第7条）が課せられており、指定地域市町村長は、悪臭物質の排出が規制基準に適合しないことにより周辺住民の生活環境がこなわれていると認める場合は、施設等の改善勧告さらには改善命令（法第8条）を行うことかでき、さらに、水路等における悪臭の防止（法第12条） 悪臭が生ずる物の廃却の禁止（法第13条）をしている。

規制される悪臭物質については、第1次規制（昭和47年5月31日施行）で5物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）、第2次規制（昭和51年10月1日施行）で3物質（二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）が追加され、平成元年9月の政令の一部改正により、第3次規制（平成2年4月1日施行）で4物質（プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）が新たに告示され12物質が規制されることとなった。

本県における悪臭規制は現在4市21町3村で規制しており 第1次規制物質については表117と表118のとおりであり、第2次規制物質については表119と表120のとおりである。又、第3次規制物質については、実態調査を行い 規制地域と規制基準の指定を行う予定である。

表 117 悪臭規制地域（5物質 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）

告示・ 施行年月日	規制地域				告示・ 施行年月日	規制地域			
	市町村名	地域内の区分				市町村名	地域内の区分		
		A	B	C			A	B	C
告示 昭和 48. 10. 12 第 767 号 施行 昭和 48. 10. 12 (4市9町1村)	鳥取市	○		○	告示 昭和 49. 7. 2 第 571 号 施行 昭和 49. 7. 2 (5町)	八東町			○
	米子市	○		○		気高町	○		○
	倉吉市	○		○		関金町		○	
	境港市			○		東伯町	○	○	
	国府町	○		○		名和町		○	
	郡家町			○	告示 昭和 56. 3. 24 第 283 号 施行 昭和 56. 4. 1 (5町1村)	岩美町	○	○	○
	鹿野町		○			船岡町	○	○	○
	青谷町	○				河原町		○	○
	羽合町		○			泊村		○	○
	東郷町	○	○			西伯町	○		○
	三朝町		○		告示 昭和 59. 4. 27 第 359 号 施行 昭和 59. 5. 1 (2町1村)	会見町			○
	赤碕町		○			用瀬町	○		
	日吉津村	○		○		佐治村			○
淀江町			○	中山町			○	○	

(注) 規制区域を示す図面は、県庁環境保全課、関係市役所及び町村役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

表 118 規制区域と規制基準（昭和 48 年 10 月 12 日鳥取県告示第 767 号）

臭気 区域	悪臭物質 (ppm)	規制基準				
		アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチル ア ミ ン
A	2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B	3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C	3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07

表 119 悪臭規制地域（3物質分 二硫化メチル、アセトアルデヒド スチレン）

告示・施行年月日	規 制 地 域	規 制 基 準
告示 昭和 56. 3. 24 第 285 号 施行 昭和 56. 4. 1 (4 市 5 町 2 村)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、船岡町、河原町、泊村、西伯町、会見町、日吉津村	臭気強度 2.5
告示 昭和 58. 6. 7 第 514 号 施行 昭和 58. 6. 14 (14 町)	国府町、郡家町、鹿野町、青谷町、羽合町、東郷町、三朝町、赤碕町、淀江町、八東町、気高町、関金町、東伯町、名和町	臭気強度 2.5
告示 昭和 59. 4. 27 第 359 号 施行 昭和 59. 5. 1 (2 町 1 村)	用瀬町、佐治村、中山町	臭気強度 2.5

(注) 規制区域は 5 物質規制区域と同一。

表 120 規制区域と規制基準（昭和 56 年 3 月 24 日鳥取県告示第 285 号）

区 域	臭気強度			
	悪臭物質 (ppm)	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン
規制地域全域	2.5	0.009	0.05	0.4

表 121 悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位 : ppm)

臭気強度	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン	備 考
2.0	0.5	0.0005	0.006	0.003	0.001	0.003	0.01	0.2	
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4	総理府令による下限
3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8	
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07	0.1	0.5	2	総理府令による上限
4.0	10	0.03	0.7	1	0.2	0.3	1	4	

(2) 条例による規制

屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、鳥取県公害防止条例により昭和63年10月1日から、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びビニル樹脂並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることを禁止している。

2 悪臭防止対策

悪臭規制地域内において、悪臭物質を排出している事業場に対する施設の改善指導、悪臭物質の測定等に関しては、市町村長に権限が委任されているが、悪臭物質の捕集測定分析については、現在のところ市町村では測定体制の整備が困難なため、県は測定、分析等に関して積極的な援助を行っているところである。しかしながら今後は、市町村に即応性のある悪臭分析体制が確立されることが望まれる。

現在、法律で規制されている悪臭物質は12物質に限られているが、悪臭物質は他にも多く、複合悪臭もあり、法規制と悪臭被害の実態とに差があること、更に技術的な面で悪臭物質を的確に把握し難い等の問題点があるが、地域住民から苦情があれば、発生原因者に対して施設、作業方法等の改善等必要な措置によって悪臭被害を防止するよう指導している。